

人事・賃金制度詳細提案

本部は、本日人事賃金制度詳細提案を受けました。

— 主な内容 —

等級制度等

(昇進)

- ・一般社員E級の者のうち、勤務成績が特に優秀な者については、M1級への昇進に際し試験を行わないことがある。
- ・各等級昇進試験合格者については、原則として翌年初までに各等級へ昇進するものとする。

基本給

- ・基本給は、年齢給と仕事給とで構成する。なお、55歳以降は基本給を年齢給と仕事給に区分しない。

(年齢給)

- ・18歳から24歳 現行より30,000円プラス
- ・25歳から35歳 現行より29,500円～21,000円プラス
- ・36歳から54歳 現行より20,000円プラス

(仕事給)

- ・これまでの4区分から5区分に変更。基本は区分Ⅲ。

55歳以降の取扱い

- ・55歳以降の基本給について、基本給支給率を85%に引き上げる。
- ・55歳以降の基本給は、勤務成績に応じて加算する。前年4月1日から当年3月31日までを調査期間として、毎年4月1日に実施する。この場合、勤務成績に応じて、4,000円又は2,000円を加算する。

諸手当

(都市手当)

- ・都市手当の級地区分のうち、C級地及びD級地域を廃止する。
- ・激変緩和措置として、2024年4%、2025年3%、2026年2%、2027年1%、2028年廃止。

(扶養手当)

- ・配偶者及び24歳未満の子に該当する扶養親族に対し、月額10,000円を支払う。